

王子動物園における自動販売機による飲料販売業務委託事業者選定 入札実施要領

1 目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という。）が、王子動物園において神戸市から設置許可を受けた自動販売機による飲料販売業務の委託事業者（以下「事業者」という。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

2 募集概要

(1) 業務内容

別紙 1「王子動物園における自動販売機による飲料販売業務の仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(2) 設置場所、設置台数

神戸市灘区王子町3丁目1 神戸市立王子動物園内

23台

詳細は、別紙3「王子動物園自販機位置図」参照。

(3) 設置期間

2026年5月27日（水）から2027年5月26日（水）までとする。

設置期間は、協会及び事業者双方異議ないとときは、さらに1年間更新できるものとする。ただし、王子動物園再整備事業の進捗に伴い、一部の設置場所について1年末満の更新期間とし、契約を終了することがある。いずれの場合においても、その期限は2031年5月21日（水）とする。

なお、王子動物園再整備事業の期間中は、一部エリアが工事のため閉鎖されることはあっても、動物園が工事を理由として閉園することはない。

また、2027年夏頃に、王子動物園再整備事業の一環として「サバンナゾーン」が新設される予定であるが、当該エリア内において自動販売機による飲料販売業務の委託事業者を公募する場合においては、別途入札により選定する。

3 入札参加者の資格要件

次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 次の①～②のいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。
- ② 国税又は神戸市税の滞納がある。

(3) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること。

- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ② 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- ④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。
- ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋掲載、参考資料）第5条に該当する者）に該当しないこと。

(5) 神戸市又は協会の管理する施設において、自動販売機を設置している実績があること。

4 入札から事業者決定までの手続きについて

(1) 入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会のホームページからダウンロードすること。

配布期間は、2026年2月6日（金）から3月13日（金）までとする。

(2) 入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、

2026年3月13日（金曜）17時（必着）までに協会本部総務課（〒654-0163 神戸市須磨区

緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）あて持参又は特定記録郵便により提出すること。

持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時～17時とする。

提出書類 各1通	<p>① 入札参加申込書兼誓約書（様式1） (落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること。)</p> <p>② 印鑑証明書</p> <p>③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]</p> <p>④ 国税及び神戸市税の滞納がないことの証明書 国税は、納税証明書その3の3 神戸市税は、滞納がないことの証明書（新長田合同庁舎で発行） (②～④は2025年12月1日以降に発行されたものであること。)</p> <p>⑤ 委任状（様式2） (代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。)</p> <p>⑥ 自動販売機の設置実績（様式任意。設置場所、設置期間についてA4版2枚以下）</p>
-------------	---

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので、

提出前に十分に内容の確認を行うこと。

なお、提出書類は返却しない。

(3) 質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

① 受付期間 2026年2月27日（金曜）17時まで

② 質問の方法 Eメールにて質問を受け付ける。

様式3により soumu@kobe-park.or.jp あてにメール送信し質問すること。

③ 回答 2026年3月6日（金曜）までに協会HPにて回答（予定）。

(4) 入札及び開札

入札及び開札は下記のとおり行う。

① 日 時 2026年3月18日（水曜）午前10時より

② 場 所 神戸総合運動公園 管理センター2階会議室

- ③ 要 領
- ・入札は、入札書（様式4）を当日持参又は郵送することとする。
別紙「郵便による入札について」に詳細を記載しているので確認すること。
 - ・入札は、各設置場所の入札書（様式4）の提出により行う。
 - ・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
 - ・入札は、別紙2の自販機ごとの設置番号単位ではなく、入札番号で行う。
 - ・最低入札価格以上で最も高い入札額をもって入札した者を落札者とし、最も高い入札額をもって入札した者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
 - ・不調となった場合、再入札は行わない。
ただし、随意契約手続きを行うことがある。
 - ・別紙2「自販機売上実績及び入札等制約一覧」の注意事項に注意し入札すること。
- ④ 入札書
- ・必要事項を記入し、実印（委任する場合は代理人届出印）を押印すること。
 - ・入札額は、算用数字ではっきりと記入すること。
 - ・金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入すること。
 - ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印（委任する場合は代理人届出印）で訂正印を押印すること。
 - ・入札書の提出は一つの入札につき1通のみとする。
 - ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

5 契約について

（1）契約の締結

落札者は、自動販売機による飲料販売業務の委託契約を協会と締結する。

（2）契約期間

2026年5月27日（水）から2027年5月26日（水）までとする。

設置期間は、協会及び事業者双方異議ないとときは、さらに1年間更新できるものとする。

ただし、王子動物園再整備事業の進捗に伴い、一部の設置場所について1年未満の更新期間とし、契約を終了することがある。

いずれの場合においても、その期限は2031年5月21日（水）とする。

（3）提出書類

落札者は、落札者に決定した後10日以内に下記の書類を提出すること（様式任意）。

- ① 配置図・設置工程表
- ② 設置予定機について
- ③ 販売予定品目表
- ④ 連絡体制・運営体制

（4）その他注意事項

- ① 落札者の都合により契約締結にいたらなかった場合は、今後5年間、協会が行う自動販売機による飲料販売業務の委託事業者選定のための入札への参加を認めない。
- ② 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合は、ただちに契約を解除する。
- ③ 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。
- ④ 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときは、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。

参考資料

神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者
 - ア 次に掲げる書面を市長に提出した者
 - (ア) 入札参加申込書
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面
 - イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
 - ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

 - (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るために、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
 - (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

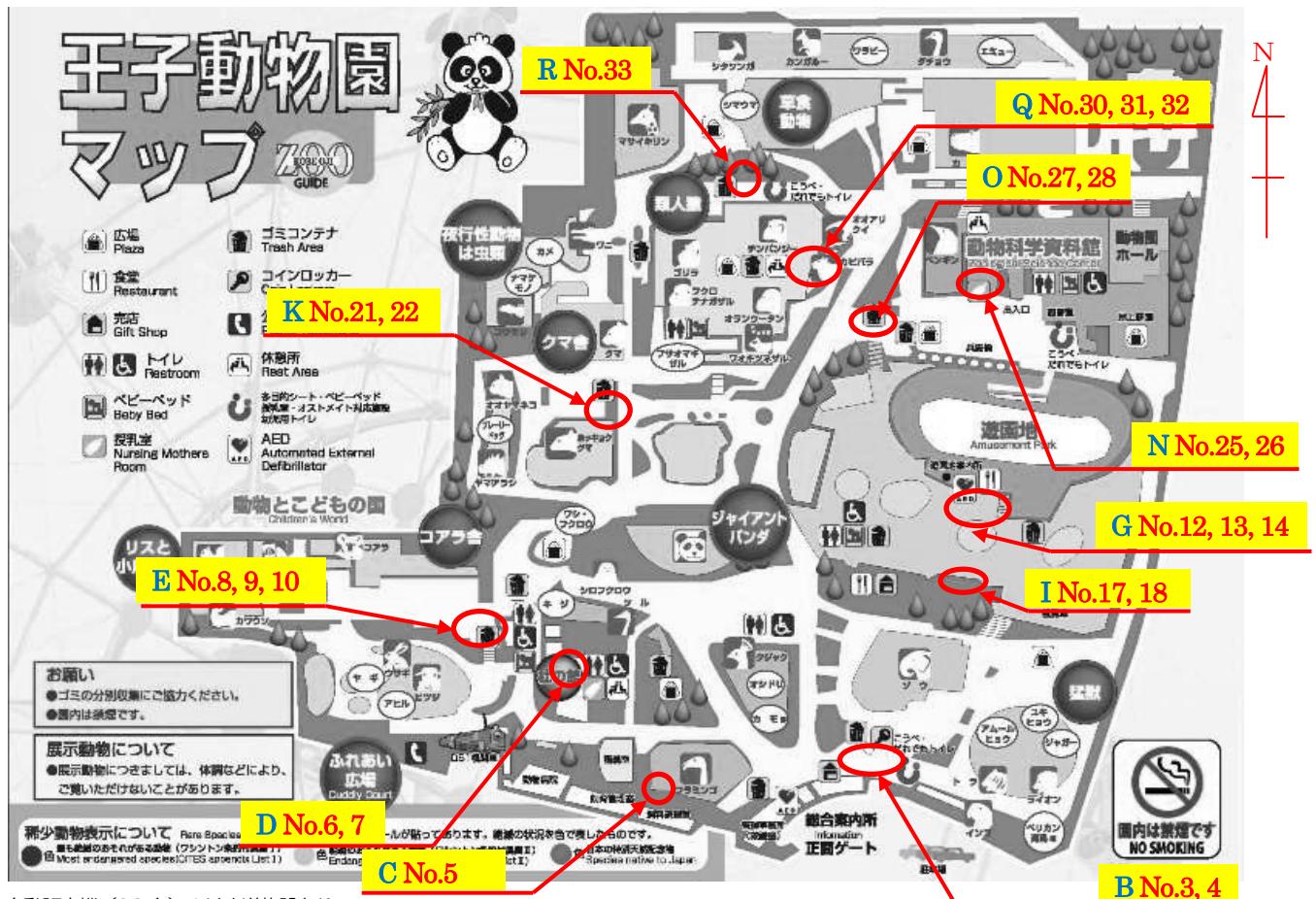
自販機売上実績及び入札等制約一覧

設置場所	入札番号	設置番号	売上実績（千円）			入札制約		備考			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度 4月～12月	製品指定	最低価格 /月額 (千円)	水道施設あり	ゴミ箱必要	自販機寸法制限 間口×奥行× 高さ 180 (cm)	
パンダプラザ前	B	3	2,169	1,605	965	清涼飲料	40			120×90	
		4	1,309	1,840	1,638						
フラミンゴ前	C	5	708	686	557	清涼飲料	5				
ふれあい広場東	D	6	927	806	633	清涼飲料	8				
		7	665	533	404						
コアラ舎前	E	8	462	219	156	紙パック 清涼飲料	10		○		
		9	780	525	467				○		
		10	1,030	1,009	881				○		
旧カレー王子前	G	12	993	1,238	878	清涼飲料	26				
		13	1,451	1,165	767						
		14	895	860	623						
カガミのおうち	I	17	1,524	1,615	1,112	清涼飲料	29				100×90
		18	1,155	1,093	943						
クマ舎前	K	21	1,281	1,373	976	清涼飲料	18				120×90
		22	779	772	557						
資料館ペンギン前	N	25	667	670	603	清涼飲料	21		○		
		26	1,181	1,479	1,057				○		
資料館前広場	O	27	1,147	1,242	955	清涼飲料	17				120×90
		28	823	768	544						
放養式動物舎	Q	30	716	768	517	清涼飲料 (32カップ式可)	10		○		
		31	804	696	429						
		32	636	597	512						
北園	R	33	1,101	1,230	801	清涼飲料	10				

注意事項

1. 製品指定されている自販機は、指定以外の製品は設置できない。
2. 複数台設置する場所においては、複数メーカーの商品を販売すること。
3. 入札金額は、最低価格（月額）以上の金額を入れること。
4. カップ式に必要な水道施設は「水道施設あり」の指定箇所のみであり、これ以外の場所には設置できない。
5. ゴミ箱の設置が必要な上記の指定箇所は、必ずゴミ箱を設置し管理すること。
6. 自販機の寸法制限は、上記表のとおりとする。
7. 納付金の金額は、入札金額（税抜）に、電気料金及び清掃協力金を加えた7,000円（税抜）を自動販売機の台数分加算した金額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

王子動物園における飲料自動販売機位置図

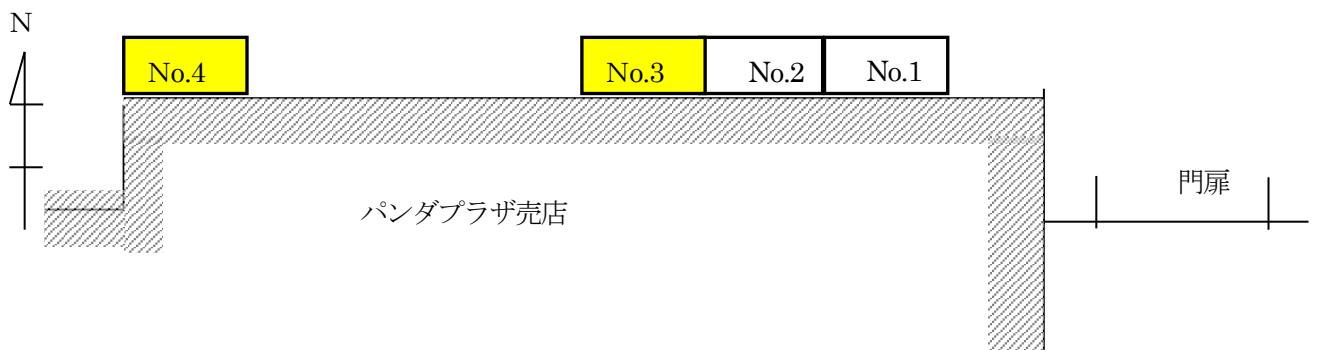


自動販売機（23台）★は水道施設あり。

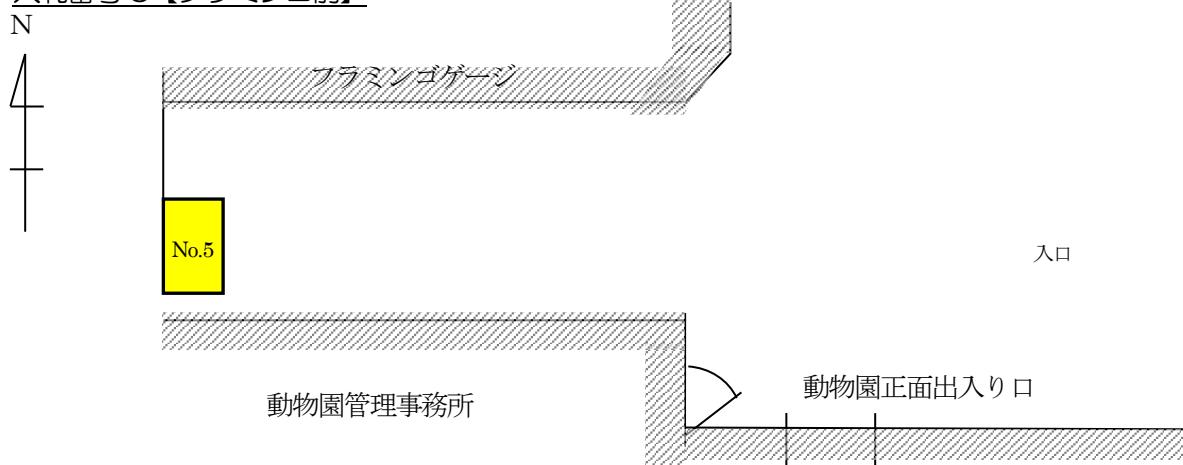
設置番号	設置場所	設置番号	設置場所	設置番号	設置場所
1		13	旧カレー王子前	25	資料館ペンギン前
2		14	〃	26	〃
3	売店前	15		27	資料館前の広場
4	〃	16		28	〃
5	フラミンゴ前	17	カガミのおうち前	29	
6	ふれあい広場東	18	〃	30	放養式動物舎
7	〃	19		31	〃
8	コアラ舎前	20		★ 32	〃
9	〃	21	クマ舎前	33	北園
10	〃	22	〃		
11		23			
12	旧カレー王子前	24			

位置図詳細

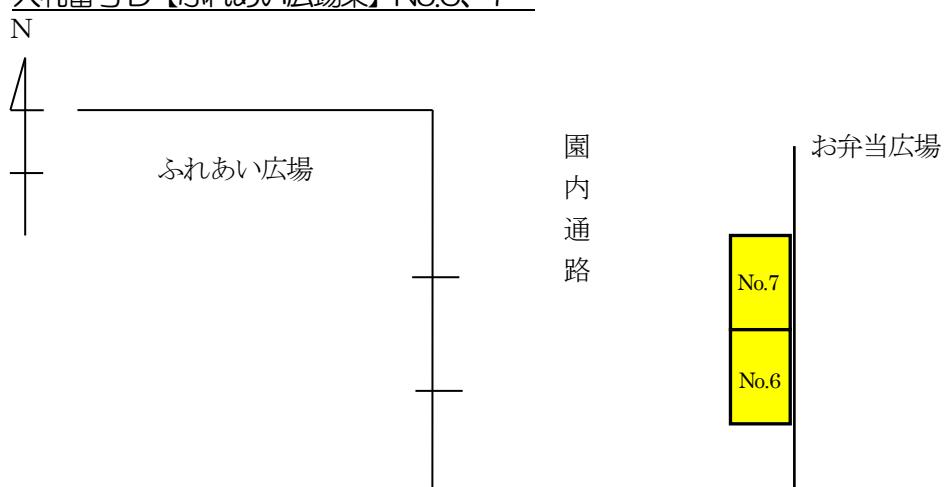
入札番号B【売店前】No.3、4



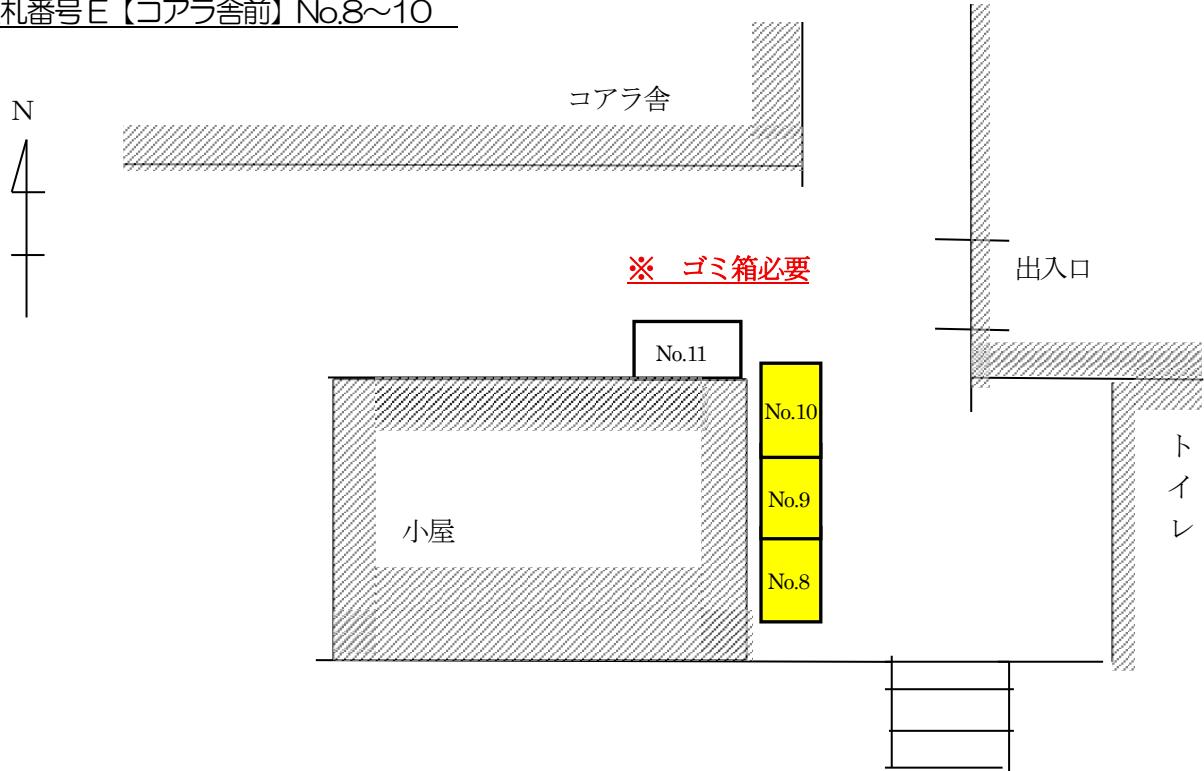
入札番号C【フラミンゴ前】



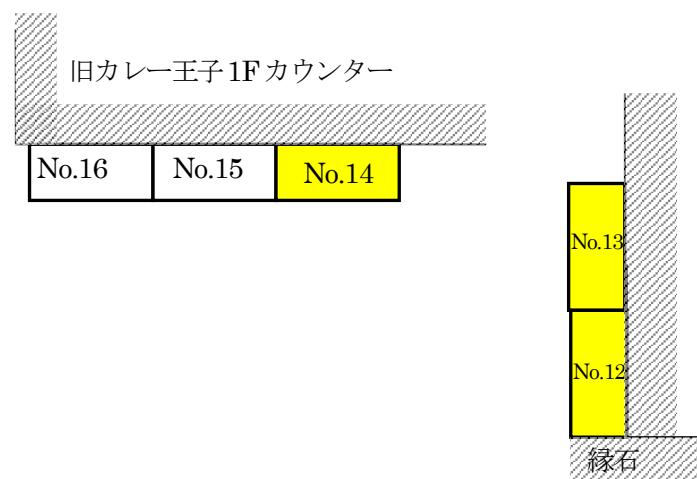
入札番号D【ふれあい広場東】No.6、7



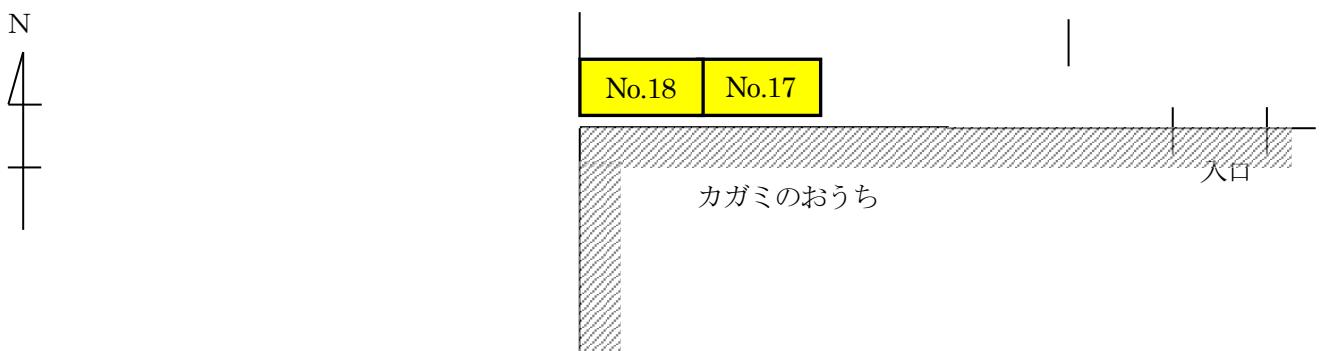
入札番号E【コアラ舎前】No.8~10



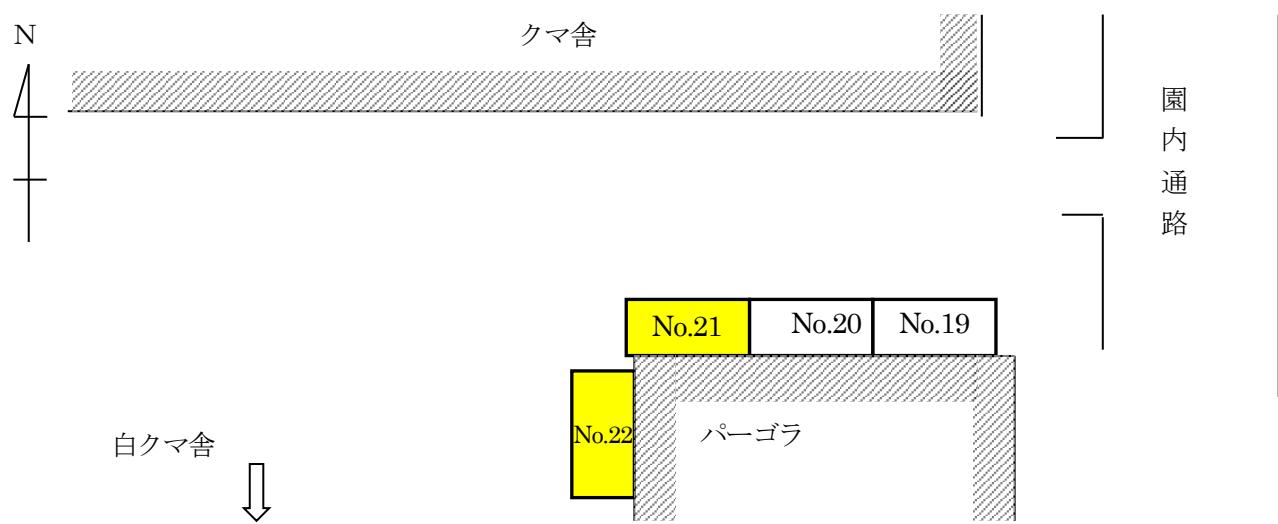
入札番号G【旧カレー王子前】No.12~14



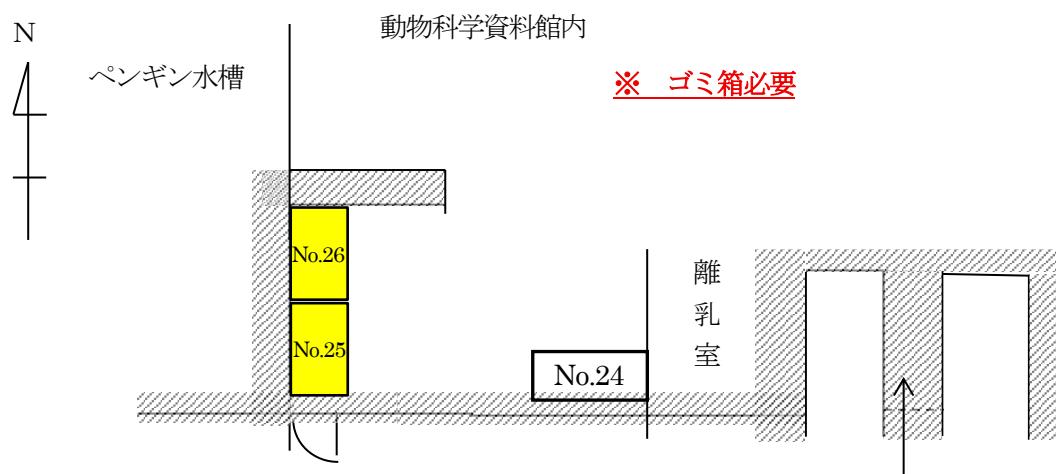
入札番号I【カガミのおうち】No.17,18



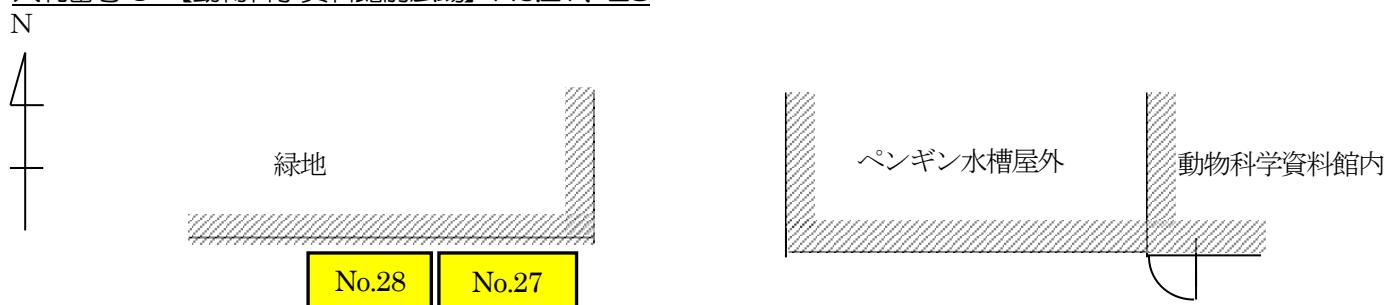
入札番号K【クマ舎前】No.21、22



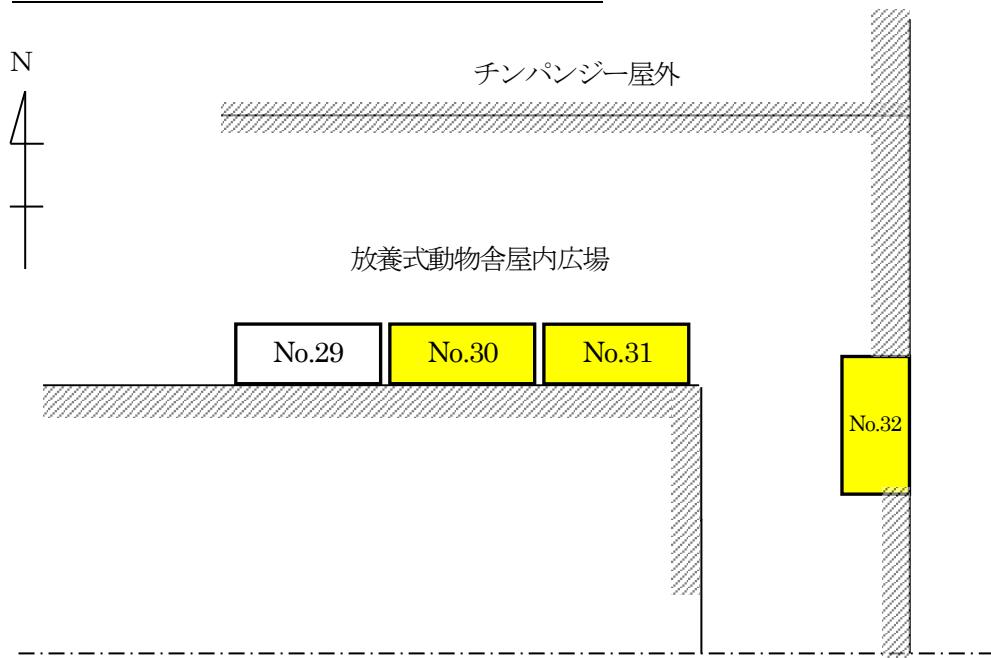
入札番号N【動物科学資料館内ペンギン前】No.25、26



入札番号O【動物科学資料館前広場】No.27、28



入札番号Q【放養式動物舎2階】No.30~32



入札番号R【北園】No.33

